

**一般廃棄物 収集運搬業
専 分 業**

許可証

住 所 千葉市美浜区新港63番地5

氏 名 千葉興産株式会社

代表取締役 宮方 紀岳

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 の規定により一般廃棄物
~~第7条第6項~~

収集運搬業 専 分 業 の許可を受けたものであることを証する。

令和6年3月15日

千葉市長 神 谷 俊 一



記

許 可 番 号		第 11 号	
事務所及び事業場 の 所 在 地	事務所	千葉市美浜区新港63番地5	
	事業場		
事 業 の 範 囲	業 の 区 分	収集運搬業（積替え・保管を除く）	
	取扱い廃棄 物 の 種 類	一般廃棄物（ごみ）	
処理施設等の 所 在 地			
処理施設の種類 及 び 処 理 能 力			
許 可 期 限		令和8年3月31日	
許 可 条 件		裏面のとおり	
許 可 年 月 日	新規許可年月日 許可更新年月日 変更許可年月日 再交付年月日	昭和55年12月1日 令和6年4月1日 年月日 年月日	

許可条件

- (1) 一般廃棄物収集運搬許可車両（以下「許可車両」という。）で、産業廃棄物を収集運搬してはならない。（ただし、再資源化を目的とした廃棄物の専用車両についてはこの限りでない。また、一般廃棄物収集運搬許可車両である旨の表示が不要な車両で再資源化を目的とした廃棄物を収集運搬する場合は、「一般廃棄物（再資源化物）搬送車」と表示すること。なお、同一品目的一般廃棄物と産業廃棄物を同時に収集運搬してはならない。）
- (2) 一般廃棄物を許可車両以外で収集してはならない。
- (3) 一般廃棄物以外のものを市の廃棄物処理施設へ搬入してはならない。
- (4) 許可車両で千葉市域外の廃棄物を収集運搬してはならない。
(ただし、取り扱い廃棄物が限定されている許可業者、及び再資源化を目的とした廃棄物の専用車両についてはこの限りでない。)
- (5) 許可車両で千葉市域外へ廃棄物を搬出してはならない。
(ただし、取り扱い廃棄物が限定されている許可業者、及び再資源化を目的とした廃棄物を収集運搬する場合についてはこの限りでない。また、再資源化を目的とした廃棄物を市外の処理施設へ運搬する場合は、「資源物搬送車」等の明示をすること。)
- (6) 許可車両は、他市町村等の許可車両との重複登録又は他の用途に使用してはならない。
(ただし、取り扱い廃棄物が限定されている許可業者、及び再資源化を目的とした廃棄物を収集運搬する場合についてはこの限りでない。)
- (7) 許可車両の色彩、標識、表示その他記載すべき文字等については、市の指示に従わなければならない。
(ただし、取り扱い廃棄物が限定されている許可業者、及び再資源化を目的とした廃棄物の専用車両についてはこの限りでない。)
- (8) 許可車両として使用しなくなった場合、市の指示である色彩、標識、表示その他記載すべき文字等について抹消しなければならない。
- (9) 廃棄物を市の廃棄物処理施設に搬入する場合は、搬入手数料を滞納してはならない。
- (10) その他、市の指示に従わなければならない。